

現行計画における個別施策の検証

- 1 森林、自然公園
- 2 農地
- 3 河川・道路
- 4 公園緑地
- 5 その他
(まちなか、府内全域、生物多様性)

現行計画における個別施策の検証

- 1 森林、自然公園
- 2 農地
- 3 河川・道路
- 4 公園緑地
- 5 その他
(まちなか、府内全域、生物多様性)

災害に強い森林づくり

土石流等の山地災害から府民の生命や財産を守るために、森林が有する水源かん養機能、山地災害防止機能、土壌保全機能といった、国土を保全する機能を十分に発揮することを目的に、これまでの治山事業や造林事業のほか、大阪府森林環境税を活用した防災・減災対策を推進。

○ 気候変動に対応した治山対策

- ・ 近年の激甚化・多様化する山地災害・洪水被害に対して地域の安全・安心を確保していくため、治山事業により保安林の国土保全機能の更なる高度発揮を推進するとともに、大阪府森林環境税事業により流木災害対策や国の「流域治水」の考え方に対応した治山対策を実施。

○ 森林計画制度に基づく森林施業等の推進

- ・ 森林の有する国土保全機能をはじめとする多面的機能を適切に発揮させるため、森林法に基づく地域森林計画により、保安林指定、森林施業の計画量を示すとともに、造林事業により森林経営計画地における適正な森林整備を推進。

災害に強い森林づくり

(課題)

- ・ 気候変動に伴い激甚化・多様化する山地災害に対応した治山対策（土石流・流木対策・流域治水対策）
- ・ 山地災害発生時の早期対応・早期復旧
- ・ 災害リスクや自然条件に応じた人工林の長伐期化、複層林化の推進
- ・ 荒廃する人工林における間伐、複層林化及び主伐期を迎えた林分の適正な更新の推進
- ・ 山地災害危険地区の指定状況や森林防災・減災に関する取組みの見える化

(今後の方向性)

- ・ 流域治水対策に資する治山ダム（流域治水対策型）の技術開発、森林の保水力に関する効果検証の推進
- ・ 航空レーザ計測データを活用した山地災害発生危険地の詳細調査に基づく、より効率的な治山事業計画・保安林指定の推進
- ・ 山地災害リスクの高い地区の位置情報、治山施設整備・森林施業実績の公表
- ・ ドローンを活用した現地調査・測量設計技術の向上
- ・ 大阪府森林整備指針に則した森林のゾーニングと複層林化・林相転換の推進
- ・ 森林クラウド等の森林情報のデジタル化（オープンデータ化）や木材需給情報のシステム化、ICT林業機械を用いたスマート林業の導入による林業経営の効率化

持続可能な森林づくり

健全な森林の育成や府内産木材の利用による森林資源の循環利用を促進し、森林の有する山地災害防止機能、水源かん養機能、地球温暖化防止機能(CO₂吸収・固定)など公益的な機能を将来に渡って発揮することを目的に、持続可能な森林づくりを推進。

○ 持続可能な森林経営の促進

- ・ 森林所有者等による森林経営計画の作成や計画に基づいた間伐等の施業に対して補助事業等により支援を行い、持続可能な森林経営を促進し、森林の公益的機能の維持増進を図っている。

○ 府内産木材の利用促進

- ・ H29年度から「木とふれあう木育推進事業」により、府内の子育て施設における府内産木材を使用した木製玩具等の導入に対し補助。
- ・ R3～5年度の3か年で「大阪府内産木材利用促進モデル整備等事業」により咲洲庁舎1階フェスパなど府有施設5施設での木質化を実施。本事業において、市町村を対象に府内産木材利用促進に係る研修会も実施。
- ・ R5年度から「民間施設における木質空間整備事業」により、多くの府民の目に触れる民間施設での木造・木質化に対し補助。
- ・ 企業・団体・市町村の脱炭素の取組みを促進するため、R5年度に大阪府CO₂森林吸収量・木材固定量認証制度を創設し、CO₂木材固定量を認証。

○ 企業・府民等との連携

- ・ 府アドプトフォレスト制度により、企業や森林ボランティア団体等と連携した森づくり活動を実施。
- ・ 大阪府CO₂森林吸収量・木材固定量認証制度により、CO₂森林吸収量を認証。
- ・ 府民等に対する森林の教育・啓発活動として、毎年、「おおさか山の日」関連イベントとして府内各地で森林ボランティア活動、クリーンハイキング、自然観察などのイベントを実施。

持続可能な森林づくり

(課題)

- 森林整備の推進により木材搬出量の増加が見込まれる中、有効活用に向けてPRや流通体制等の強化が必要。
- 持続可能な森林づくりのため、とりわけ将来を担う若手の従事者が不足。

(今後の方向性)

- 持続可能な森林づくりに向け、供給量を踏まえた府内産木材の効果的な利用の促進。
- 森林づくりを支える技術・知見を持った若手人材の育成・確保。

自然公園施設のさらなる魅力向上・にぎわいづくり ～山のおもてなし～

大阪府は、三方を山に囲まれ、市街地と山地が非常に近接しており、府民の森や自然歩道など、四季折々の自然を手軽に楽しめる環境がある。ハイカーはもとより国内外の観光客などに自然に親しんでもらえる環境づくりや魅力発信を推進。

○ 府民の森9園地の利用促進と適切な管理運営

- ・ 地勢により3地区に分け、指定管理者制度による管理運営を実施。
- ・ 北中河内地区：指定管理者の投資を呼び込み、新たな魅力づくりを推進するため、指定期間を通常の5年から10年にするとともに、複数園地(2地区7園地)を一体管理。
ちはや園地：麓の金剛登山道駐車場と一体管理による運営を効率化。園地の特性を活かしたイベントを多数開催。
ほりご園地：にぎわいづくりの新たな提案を受けて指定管理者を変更し、利用者の多様なニーズに対応。
- ・ 夜景を含め素晴らしい眺望を活かした、ナイトマーケットやイルミネーション等のイベント開催、眺望の妨げとなる樹木の伐採・剪定、駐車場の夜間開放、SNS映えするフォトスポットの整備と多様な媒体を活用した情報発信などを推進。

○ 自然歩道等の利用促進と適切な管理運営

- ・ 大阪府森林環境税を活用し、利用者の安全性の確保に向け、崩壊等の危険性の高い歩道・管理道における歩道改良、落石対策や、構造上の損傷・著しく劣化しているトイレの改修を推進。
- ・ トイレの改修にあたっては、専門家の意見を踏まえ策定したトイレ整備基本方針に基づき推進。

自然公園施設のさらなる魅力向上・にぎわいづくり ～山のおもてなし～

○ ボランティアの育成

- ・ 自然体験活動を通じて「自然の大切さを伝える」ボランティア育成のため、NPO法人日本パークレンジャー協会が実施する自然体験活動リーダー等育成支援を後援。
- ・ 府民の森でネイチャーガイド、ハイキング、クラフト体験等のイベントを推進。

○ 生駒山系花屏風構想の推進

- ・ 大阪の市街地から見渡せる生駒山系を屏風に見立て、府民との協働でヤマザクラなどの花木やイロハモミジなど紅葉の美しい樹木の植樹を推進。

(課題)

- ・ 施設や設備の老朽化による、安全性の確保と魅力の低下。
- ・ 2025大阪・関西万博を契機とするインバウンド増加を見込んだ、自然公園施設の魅力向上。

(今後の方向性)

- ・ R7年度に策定する「山のおもてなし」をコンセプトとした府域全域の基本構想をもとに、降順次必要な事業を推進。
- ・ 維持管理費の確保による、求められる施設の管理レベルの保持。
- ・ 市町村や指定管理者との連携により危険箇所の早期発見し、適切な補修・改修を推進。

現行計画における個別施策の検証

- 1 森林、自然公園
- 2 農地**
- 3 河川・道路
- 4 公園緑地
- 5 その他
(まちなか、府内全域、生物多様性)

力強い大阪農業の実現

大阪農業の成長を持続性のあるものにするため、「おおさか農政アクションプラン」(R4年3月策定)に基づき、「力強い大阪農業の実現」をめざし、意欲ある担い手の規模拡大と、新規就農者や企業の参入を促進するとともに、農業経営の拡大等に資する基盤整備を推進。

○ 新規就農者や参入企業の確保・育成

- ・ 新規就農者の確保・育成を目的とした「大阪産(もん)スタートアカデミー」の開催等による就農希望者の確保・育成。
- ・ 企業参入セミナーの開催等による参入企業の誘致及び確保。
- ・ 参入・定着アドバイザーによる参入から経営安定までの一体的な指導体制の構築。
- ・ 将来の担い手や農地利用の姿等を明確化した地域計画の策定支援。

○ 成長と持続を支える生産基盤の整備

- ・ 地域営農組織や参入法人等の営農計画に応じた農地の集積、集約化を進める生産基盤整備の実施。

(課題)

- ・ 新規就農者や企業の確保・育成、定着の着実な推進。
- ・ 参入を希望する企業等の経営スピードへの対応。
- ・ 意欲ある担い手等による継続的な農地利用を実現するため、高収益作物への転換や省力化を可能とする基盤整備。

(今後の方向性)

- ・ 地域における就農塾(アカデミー)の開催支援、参入セミナーの開催など市町村と連携した誘致促進。
- ・ 地域計画の成果活用による高度利用農地の掘り起しと大阪農業つなぐセンターによる伴走支援。
- ・ 高収益化や省力化等を目的とした再整備や新規整備の推進。

農業・農空間を活かした新たな価値創造

「おおさか農政アクションプラン」(R4年3月策定)に基づき、「豊かな食や農に接する機会の充実」「農業・農空間を活かした新たな価値創造」をめざし、農業者が年々減少している中、農家や地域住民による話し合いを通じて地域の将来像を描き、農に関心のある都市部の府民や企業等の協力を得て地域づくりができるよう支援。また、農のある暮らしへの府民の関心が高まってる中、府民に身近な大阪産(もん)や農空間に触れる機会を提供し、農業・農空間の魅力を府民の暮らしに活かすとともに、関係人口の増加や半農半X等の多様な担い手の確保に繋げている。

○ 農を活かした地域づくりの推進

- ・ 府条例で生産緑地や農振農用地等を農空間保全地域に指定し、保全と活用を支援。
- ・ 農業者や地域住民等の多様な人々の参画による農空間づくりの推進。

○ 農を知り、農に参画する機会の充実

- ・ 農空間保全団体や農業者等による農業体験等の実施。
- ・ 民間活力による農の体験機会の創出。
- ・ 府有施設(花の文化園や農業公園)の活用による機会の創出。

(課題)

- ・ 各地区で作成した地域計画の将来像の実現・充実に向けた農業者や地域住民等と継続的な話し合い。
- ・ 農業者の高齢化等により農空間保全活動の継続が困難な状況。
- ・ 農空間を活かした取組のさらなる充実。

(今後の方向性)

- ・ 話し合いの中心的役割を担う組織として、農空間づくり協議会の設立を推進。
- ・ 農空間の保全と活用にかかる活動への継続的な支援と府民参加の促進。(多面的機能支払交付金等)
- ・ 農家と民間事業者のマッチング促進による農の体験機会の充実と受入態勢の整備推進。

現行計画における個別施策の検証

- 1 森林、自然公園
- 2 農地
- 3 河川・道路**
- 4 公園緑地
- 5 その他
(まちなか、府内全域、生物多様性)

流域治水対策の実施

令和2年7月、国の社会資本整備審議会から、気候変動の影響による水災害の激甚化・頻発化等を踏まえ、『河川管理者等が主体となって行う従来の治水対策』から、流域のあらゆる関係者が協働し、流域全体で水害を軽減させる治水対策、『流域治水』へ転換する方向性が示された。

○ 流域治水プロジェクトの策定

- ・ 今後20年から30年の間に目指すべき将来像を関係者間で共有したうえで、大阪府が実施する治水対策に加え、市町村によるまちづくりや住民の避難行動支援、民間の取組みなど、様々な関係者が主体的に取り組む治水対策をとりまとめた流域治水プロジェクトを策定。

(課題)

- ・ 各プロジェクトの目標及び行動計画の着実な実施に向けて、進捗管理や情報共有を行うほか、対策内容の充実・強化やフォローアップを実施する必要がある。

(今後の方向性)

- ・ あらゆる関係者が取り組むグリーンインフラも流域治水プロジェクトに位置付け、計画的に推進していく。

自然環境に配慮した河川空間づくり

河川が有している自然の復元力を積極的に誘導できるよう、持続的かつ多様な河川環境の創出に努めるとともに、地域の特性に応じて川に身近に触れ合える憩いの場を形成するとともに、ダム整備と連携して地元市が公園緑地を整備。

○市町村との連携による親水空間の整備

- ・市町村との連携により、川に身近に触れ合える親水空間の整備を実施。

○企業・府民等との連携

- ・地域住民との協働による河口干潟の再生の取組を実施。
- ・アドプト・リバー・プログラムにより、府の管理する河川において、企業や民間団体等と連携し、清掃や緑化などの美化活動を実施。

○ダム整備と連携した地元市による公園緑地の創出

- ・安威川ダム整備により創出された湖に面した位置に、茨木市が山とまちをつなぐハブ拠点施設として、公園施設「ダムパークいばきた」を整備。

(今後の方向性)

- ・引き続き、関係者と連携しながら、持続的かつ多様な河川環境や河川に身近に触れあえる憩いの場の形成を進めていく。

府道緑化の推進

街路樹が、景観の向上、防災、緑陰形成、環境保全、交通安全など様々な効用を発揮し、府民が実感できるみどりとなるよう、適切に維持管理及び整備を行い、公共施設のみどりの充実を図るとともに、府民、NPO、企業等との連携によりみどりを育成し、道路空間を活用したみどりの骨格軸を創出。

○ 安全安心で快適な街路・みどり空間の創出

- ・ 大阪府都市基盤施設長寿命化計画(H27.3)に基づき、街路樹の点検を実施。
- ・ 強風による倒木被害の軽減や、老木化による樹勢の衰退、大径木化による根上りの発生など街路樹が抱える課題を解決するため、「大阪府都市樹木再生指針(案)」を策定(R2.3月)。
- ・ 大阪中央環状線の未利用地を活用し、府民と協働して道路空間のみどり(中環の森づくり)を創出。
- ・ 府民の寄附を活用して街路樹の植栽を実施(みどりのネットワーク寄附金を創設)。

○ 府道におけるグリーンインフラの導入

- ・ 街路樹更新と透水性舗装の導入により雨水貯留機能の向上を図るとともに、根茎誘導材による根上り防止対策を実施。
- ・ 電線共同溝での道路の無電柱化を進め、緑化と併せた美しい景観を創出し、歩道部では環境に配慮した透水性舗装を実施。

○ 企業・府民等との連携

- ・ アドプト・ロード・プログラムにより、府の管理する道路において、企業や民間団体等と連携し、清掃や緑化などの美化活動を実施。

府道緑化の推進

(課題)

- ・ 府内の街路樹は、老木化による樹勢の衰退や大径木化による根上りなどの問題が発生。
- ・ 「安全・安心」の確保を優先しつつ、計画的な街路樹更新に取り組み、都市樹木が持つ多様な機能を複合的に発揮させ、「都市魅力の向上」を図ることが必要。

(今後の方向性)

- ・ 街路樹更新と併せて、透水性舗装の導入により雨水貯留機能の向上を図るグリーンインフラの導入を拡大。
- ・ 引き続き、府民と連携した道路における緑化の取組を行う。

現行計画における個別施策の検証

- 1 森林、自然公園
- 2 農地
- 3 河川・道路
- 4 公園緑地**
- 5 その他
(まちなか、府内全域、生物多様性)

府営公園におけるみどりづくり

基本理念や目標像、基本方針を示した「大阪府営公園マスタープラン」(H31.3月)や大阪における広域的な公園緑地の方向性を示した「大阪パークビジョン」(R3.12月 大阪府・大阪市)に基づき、府営公園が持つ多様な個性を活かしながら、地域のにぎわいづくりや様々な地域課題の改善に寄与するとともに、障がい者や高齢者、子どもなど誰もが安全・安心・快適に利用できるよう、整備・管理・運営を実施。

○ 拠点となる大規模公園緑地の充実

- ・都市の美しい景観を構成する要素として、うるおいのある空間を創出するとともに、ヒートアイランド現象の緩和により都市環境の改善に貢献するなど、みどりのネットワークの拠点として大きな役割を果たす公園の拡張整備を実施。
- ・平常時には府民の憩いの場として親しまれ、災害発生時には避難場所や防災拠点としての機能を発揮する防災公園の拡張や機能強化を実施。

○ 民間企業やボランティアと連携した公園の管理、緑化啓発イベントの実施

- ・清掃・花壇の維持管理、ガイドや自然観察、高齢者や障がい者の公園利用をお手伝い等、様々なボランティアの活動を推進。
- ・泉佐野丘陵緑地の公園づくりのボランティア(パークレンジャー)を養成する講座を開催。
- ・都市緑化に関する意識の高揚や普及を図り、花とみどりあふれるまちづくりを進めるため、「おおさか都市緑化フェア」を実施。

○ 新たな管理運営制度の活用による公園の魅力向上

- ・新たな管理運営制度による賑わい施設の新設やイベントの充実を進めるとともに、民間のノウハウを活用した施設の整備・管理運営や老朽化した施設の更新を実施。

府営公園におけるみどりづくり

(課題)

- 財政上の制約がある中で、公園緑地の魅力を高めていくために、より民間活力の導入が求められている。
- 民間活力による施設整備については、事業計画の着実な実施に向け、事業進捗の適切な管理が必要。

(今後の方向性)

- 都市や地域の顔となる公園緑地において、質の高い空間の維持・創出を促し、まちづくりの中での効果的な活用や景観形成の観点をもって、まちの活性化や魅力向上に資する公園緑地整備を推進する。
- 公園のさらなる魅力向上を目的に実施したサウンディング型市場調査の結果を踏まえ、民間事業者のノウハウをより一層活かした新たな管理運営制度の導入について検討を進める。

現計画における個別施策の検証

- 1 森林、自然公園
- 2 農地
- 3 河川・道路
- 4 公園緑地
- 5 その他
(まちなか、府内全域、生物多様性)

多様な空間を活用したみどりの保全・創出

都市における緑地の減少は、防災機能の低下や生活にゆとりと潤いを与える良好な自然環境の喪失をもたらすだけでなく、ヒートアイランド現象による暑熱環境の悪化にもつながる。そのため、都市の公的空間の緑化を推進するとともに、緑地が少ない市街地の民有地等の緑化を促進。

○ 届出制度等による都市緑化の促進

- ・ 民間施設の緑化を先導するため、府有施設において、大阪府自然環境保全条例に基づき、府有施設等の緑化推進に係る計画を策定。民間施設における緑化基準を上回る緑化を推進。
- ・ 大阪府自然環境保全条例に基づき、一定規模以上の建築物を新築又は増改築しようとする建築主に対して緑化計画書等の届出を義務付ける制度を運用（H18年度創設）。H28年度には、景観に配慮した良質な緑を創出するため、接道部への緑化を誘導するよう制度を一部改正。制度の運用にあたっては、緑化計画書の審査・指導事務を市町村に対し権限移譲するとともに、定期的な連絡会議を開催し、市町村との連携により実施。
- ・ 民間の継続的な寄附を活用し、府及び市町村が所管・所有する施設（道路、河川、公園、学校、庁舎等）における緑化を推進。
- ・ 大阪府森林環境税を活用し、多くの府民等、不特定多数の人が集まる駅前広場・駅周辺や観光スポット等にて、都市緑化と日除けや微細ミスト等の暑熱環境改善設備を組み合わせた暑熱環境の改善に対する補助事業を実施し、まちなかにみどりのクールスポットを創出。

○ みどりの連続性や厚みと広がり確保のための重点的な取組

- ・ 主要道路、主要河川を軸に、沿道の民有地も含めて緑化を重点的に促進する区域（みどりの風促進区域）を指定し、厚みと広がりのあるみどり豊かなセミパブリック空間を創出。 ※寄附金を活用

多様な都市空間を活用したみどりの保全・創出

(課題)

- 整備後の適正かつ継続的な維持管理。
- 緑化面積は増加しているが、必ずしも質の向上や生物多様性に配慮した内容になっていない。
- 緑化基準を超える緑量を確保するなど充実した緑化計画の事例も存在するものの、全体としてはまだ限られた事業者での取組みとなっている。

(今後の方向性)

- 緑化義務や各種支援・補助等による継続的な都市緑化の促進。
- 民間資金等の多様な財源・支援策を活用した緑化の促進。
- 施設管理者・建築主等の意識向上と維持管理に関する知識向上。
 - 例) 他の模範となる優良な緑化計画を表彰し、好事例として周知。
 - みどりの価値の見える化と併せた啓発。
 - 樹木の植え方、育て方に関する啓発。
- 量の確保を図りながら、質の向上も意識した緑化を促進。
 - 例) 在来植物を積極的に用いるなど、地域固有の自然環境に配慮した緑化。
 - 将来豊かな緑陰が形成されるような高木を中心とした緑化。
- 改修時期やまちづくり計画等を捉えた働きかけ。

地域交流・活動を通じたみどりづくり

民有地の敷地や建築物の屋上など、まちなかでの緑化を推進するとともに、みどりにふれる機会の増加や地域づくりにも寄与。

○ 地域の緑化活動への助成・支援

- ・ 地域の緑化組織が協働で行う緑化活動(樹木の植栽、幼稚園等の園庭の芝生化、花壇づくり等)の経費の一部を助成し、民有地の緑化を推進(H27年度～)。
- ・ 市町村との連携により、住民等による地域での緑化活動に対して緑化樹を配付し、地域交流やまちづくり活動にも展開しながら、民有地等の緑化を推進(H24年度※～)。 ※対象が地域緑化のみになった年度
- ・ 小中学校等に、土と種や苗等を配布し、府による技術的支援のもと、学校内で子供たちが花を育て、校内や道路などの地域の緑化に活用。地域力の再生を図るとともに、都市緑化を推進(H17年度～)。

(課題)

- ・ 景観的な効果だけでなく、みどりづくりによって享受できるものを見える化するなどの展開も必要。

(今後の方向性)

- ・ 引き続き、市町村とも連携しながら、人・地域づくりにも資するみどりづくりを推進。
- ・ みどりづくりの重要性が感じられる目的(例:生物多様性の視点、環境に好影響を与える 等)を付加することなども検討していく。

良好なまちなみ・景観の誘導・創出

都市環境の改善や都市魅力の向上に貢献する緑化等、特に優れた取組みをした者を顕彰することにより、質の高い緑化の取組みを促進。

○ 表彰・顕彰制度による誘導・創出

- ・【おおさか優良緑化賞】

事業者の緑化意欲の向上及び緑化技術の普及促進を図り、「建築物の敷地等における緑化を促進する制度」等により届出の行われた緑化のうち、特に優れた取組みを行った建築主を顕彰する制度。H22年度より「生物多様性賞」、R6年度より「小規模部門」を創設。

- ・【みどりのまちづくり賞】

みどりへの理解促進と美しい大阪のまちづくりを推進を目的に、「まちが美しくなるみどりづくり(建物や公共施設のみどりで、周辺のまちなみと調和した美しい景観)」、「まちが笑顔になるみどりづくり(駅前や企業の敷地、公共施設における地域住民・団体による緑化活動)」を表彰。

- ・【大阪都市景観建築賞】

美しく個性と風格のあるまちの景観づくりを進めるため、周辺環境の向上に資し、かつ景観上優れた「建物」や「建物を中心としたまちなみ」で特に優れたものを表彰。

○ 景観の制度・計画による誘導・創出

- ・「都市景観ビジョン・大阪」(H30.1月)を策定し、大阪府の景観特性を踏まえ、広域的な視点と地域的な視点からの景観形成の方向性を提示。毎年、大阪府景観形成誘導推進協議会を開催し、市町村への周知を図るとともに、公共事業における景観面でのPDCAサイクルを実施。

良好なまち並み・景観の誘導・創出

(課題)

- 多くの事業者に応募してもらえるよう顕彰制度の周知が必要。

(今後の方向性)

- 新たな賞・部門を設けるなど、適宜、改善を図りながら事業者の取組みを支援していくことが必要。
- 優良事例の広報・PRにより、引き続き、量と質の両面でさらなる緑化の取組を促進していく。
- 受賞作品のPRを強化し、賞の価値を高めるとともに、募集の広報先を拡充し、広く周知を図っていく。

多様な手法による地域のみどりの保全・利活用

大阪に残された学術的価値の高い貴重な自然や、郷土景観を代表する植物群落などの自然、その他、民有地を含め地域の貴重な緑地を保全するため、条例等により地域・地区指定を行うとともに、法や規制による担保性のある公園緑地の利活用を促進。

○ 府立自然公園の指定

- 平成23年7月に阪南市、岬町にまたがる4地区を「府立阪南・岬自然公園※」として指定。特別地域と普通地域の2つに区分して、開発・伐採等の一定の行為を禁止し、森林の保全を図っている。

※府内で唯一、海浜部と近接した山系であり、随所から大阪湾や紀淡海峡が間近に広がる眺望が楽しめる公園。修験道が残るなど、歴史文化が育まれた地域。

○ 多様なみどりの保全・利活用

- 大阪府自然環境保全条例に基づき、府内に残された良好な自然環境を有する地域・地区を指定し、その保全を図る。
- 海と山をつなぐみどりの太い軸線の形成を図るため、道路や河川を中心に、一定幅(道路や河川の両側概ね100m)の沿線民有地を含む区域を「みどりの風促進区域」として指定。民間企業との連携による緑化促進、幹線道路や河川において重点的に整備した緑地の維持・管理、区域内市における都市計画の規制緩和による緑化誘導を実施。
- 国営公園や府営公園をはじめとする都市公園の利活用・情報発信。
- 自然公園法に基づき指定された国定公園の保全。
- 民間の取組等によって生物多様性の保全が図られている地域を国が認定する制度の周知・活用。
- 緑地保全制度や都市計画手法を活用した都市内の自然環境、緑地の保全(特別緑地保全地区等)。

(今後の方向性) ・引き続き、指定された地域・地区のみどりの保全、様々なみどりの周知・啓発による府民等の理解及び利活用の促進を図る。

ネイチャーポジティブの促進

2022年3月に策定した「大阪府生物多様性地域戦略」に基づき、30by30※1をはじめとしたネイチャーポジティブ※2に資する取組を推進。庁内関係部局と連携し、各分野におけるソフト・ハードの取組みにおいて、生物多様性の考え方を踏まえた展開を図るとともに、市町村、事業者、NPO法人、府民等と連携し、各主体における生物多様性の理解促進・行動変容を促す。

○ 生物多様性の理解と行動の促進

- ・ 生物多様性に資する持続的な生産・消費行動に係る情報発信や、五感による自然の体験を通じた普及啓発により、生物多様性の「日常化」「身近化」をめざす。
- ・ 教育現場や企業等における生物多様性研修プログラムの普及を推進し、自然の恵み(生態系サービス)に関する意識醸成を図る。

○ 自然資本の持続可能な利用、維持・充実

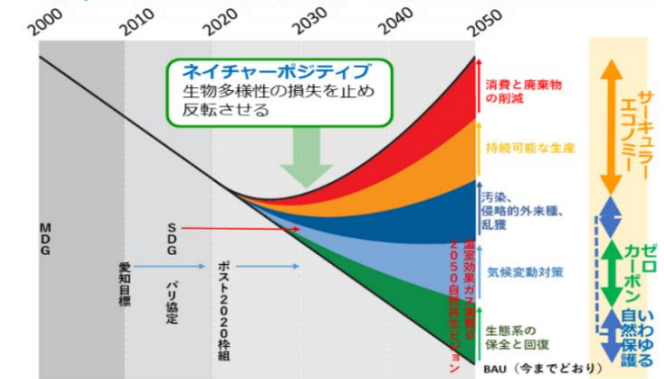
- ・ 自然環境の持続的な保全のため、府民、事業者、NPO及び近隣府県などの多様な主体と連携し、大阪の森・里・川・海における生物多様性の保全に向けた取組みを推進。

○ 生物多様性保全に資する仕組みづくりの推進

- ・ 府内に生息・生育する野生動植物の現状を府民と共有するため、「大阪府レッドリスト」の改訂や、生物多様性に係る情報・資料を集めたWebサイト「大阪府生物多様性データバンク」の構築を進め、自然環境の保全や希少な野生動植物保護に活用。

※1 2030年までに、陸と海の30%以上を健全な生態系として効果的に保全しようとする国際目標
 ※2 自然を回復軌道に乗せるため、生物多様性の損失を止め、反転させる

ネイチャーポジティブ（NP）実現のためには、
 CN,CE含む施策の総動員＝社会経済の変革が必須



生物多様性の損失を減らし、回復させる行動の内訳
 地球規模生物多様性概況第5版 GBO5 (生物多様性条約事務局2020年9月)

引用:ネイチャーポジティブ経済移行戦略 参考資料集(環境省)

(課題)「生物多様性」や「ネイチャーポジティブ」の認知度・行動割合の低さ、企業による取組みの遅れ。

(今後の方向性) ・ 万博等を契機とした全庁的な取組みへの展開。

・ 府民への普及啓発による行動変容と、それに呼応する企業変革の双方を支援。